

幼保連携型認定こども園苫小牧ふたば幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 幼保連携型認定こども園苫小牧ふたば幼稚園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一時的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- 2 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

- 第2条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育及びその他の便宜の提供を行う。
- (1) 特定教育・保育（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）特定教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）の範囲内において教育・保育を提供する。
 - (2) 時間外保育
やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第4条に規定する時間の範囲内において、支援法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
 - (3) 一時預かり事業
児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施する。
 - (4) 送迎
園バスによる送迎を行う（ただし、支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）の内、希望者に限る。）。)
 - (5) 食事の提供
 - (6) その他教育・保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 園長 1名（常勤専従）

- (2) 副園長 1名 (常勤専従)
- (3) 保育教諭 20名 (常勤専従13名、非常勤7名) 以上
- (4) 事務職員 1名 (常勤専従) 以上

2 前項に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(1月29日から1月3日)及び国民の祝日を除く。

2 1号子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7月25日から8月18日まで
- (3) 冬季休業 12月25日から1月18日まで
- (4) 学年末休業 3月18日から3月31日まで
- (5) 学年始休業 4月1日から4月7日まで

3 教育・保育を提供する時間は、次の通りとする。

- (1) 満3歳以上児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、9時から14時までの5時間とする。
- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間は8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(保育料等)

第5条 当園においては、苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第30号。以下「運営基準条例」という。)で引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号、以下「府令」という。)第13条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 当園においては、運営基準条例で引用する府令第13条第3項により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収することとし、その金額等は下記のとおりとする。

対象児童	全園児	1号こども
費目	施設整備費	入園検定料
理由	園舎等の整備維持	入園選考に係る費用
特定保育料額	5,000円	3,000円
徴収時期	毎年度開始時	新規入園時

3 当園においては、運営基準条例で引用する府令第13条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食費

(1号子ども) 月額4,000円(副食費月額2,700円 主食費1,300円)年141食とし、追加は1食340円とする。

(3才児以上の2号子ども) 主食費1,500円(希望制)副食費4,500円

※ここでいう3歳児以上の2号子どもとは、支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)で、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの期間に当てはまる児童をいう。

※3歳児以上の2号子ども以外の給食費は保育料に含む。

(2) 通園送迎費用 月額2,500円

(3) その他、別表1において必要とされるものに係る費用。

4 当園においては、前3項に掲げるもののほか、次に掲げる費用について、保護者から徴収するものとする。ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領額を控除した額の支払いを保護者から受け取るものとする。

(1) 預かり保育

保育短時間認定者(2・3号)

(児童一人につき)

延長区分	利用料	上限額(日額)	上限額(月額)
～30分迄	100円	400円	4,800円
～1時間迄	200円		
～2時間迄	300円		

教育標準時間認定者(1号・プレ)

(児童一人につき)

延長区分	利用料	上限額(日額)	上限額(月額)
早朝保育	400円	1,200円	10,000円
延長保育	600円		
延長保育(土曜日)	800円		
延長保育(長期休業日)	800円		

保育標準開設時間（7時30分～18時30分）		
早朝保育（8時 30分迄）	保育短時間開設時間（8時30分～16時30分）	延長保育16時30分以降～ 18時30分）
早朝保育（9時迄）	教育標準時間開設時間（9時～14時）	延長保育（14時以降～18時30分）

おやつ代は当園が無償で提供する

(2) 一時預かり（一般型）

利用料：3歳児以上（4時間以内）600円（4時間以上）1,200円

3歳児未満（4時間以内）800円（4時間以上）1,600円

（※給食の副食費は0円、主食は3歳児以上：持参、3歳児未満：0円）

（子どもの区分ごとの利用定員）

第6条 当園の支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 78人
- (2) 保育時間の認定を受けた園児の内、満3歳以上の者 66人
- (3) 保育時間の認定を受けた園児の内、満3歳未満の者 47人

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第7条 1号子どもに係る教育・保育給付認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) 兄弟姉妹が卒園生であるものは、その兄弟姉妹を優先して入園させる。
- (3) その他の者は先着順により選考し、入園させる。

3 2号子ども及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応ずる。

4 退園又は休園しようとする1号子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

5 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2) 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 当園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び運営基準条例で引用する府令第32条に従って、市、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

別表 1

区分	1号認定	2号認定	3号認定	納入日	備考
入園検定料 (入園時)	3,000円			1日入園時	
個人教材費 (年額)	13,410円～ 30,330円 (別途明 細を渡します)	13,410円～ 30,330円 (別途明 細を渡します)	約14,420円 (別途 明細を渡します)	1日入園時 及び進級時	
保育料 (月額)			世帯所得に応じ て市が決定	毎月5日	世帯所得に応じ苦小牧が決定 した金額を苦小牧信用金庫の 口座より引き落としします
月刊絵本代 (月額)	450円	450円		毎月5日	苦小牧信用金庫の口座より引 き落としします
バス代 (月額)	2,500円			毎月5日	バス利用者のみ、兄弟姉妹割 引あり。苦小牧信用金庫の口 座から引き落としします
施設整備維持費 (年額)	5,000円	5,000円	5,000円	1日入園時 及び進級時	園舎等の整備に使用させてい ただきます
ハーモニカ代	6,000円	6,000円		4歳進級時	※持ち込み可能
口座振替手数料	55円	55円	55円	毎月5日	苦小牧信用金庫の口座より引 き落としします